

編集発行人 税理士 細見 秀樹

〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400

お問い合わせメールアドレス: [taxes@hosomi-office.com](mailto:taxes@hosomi-office.com)

## 所得税

### ★ ふるさと納税と課税

Q. ふるさと納税を今年からしようと思っていますが、課税されることもあると聞きました。どうなっているのですか？

A. 特産品に係る経済的利益は一時所得に該当します。

ふるさと納税をすると、謝礼として特産品がもらえるということで、人気になっていますが、このふるさと納税の特産品の課税関係は、国税庁の質疑応答事例で次のように取り扱うこととしています。

ふるさと寄附金の謝礼として受ける特産品に係る経済的利益は、所得税法第9条に規定する非課税所得のいずれにも該当せず、また、地方公共団体は法人とされていますので、法人からの贈与により取得するものと考えられますことから、特産品に係る経済的利益は一時所得に該当します。課税対象となる一時所得の金額は、次の算式で計算した金額です。

一時所得の金額＝総収入金額－特別控除額(最高50万円)

課税対象となる金額＝一時所得の金額×1/2

したがって、総収入金額(特産品に係る経済的利益)が50万円を超えると一時所得が発生し、原則として、確定申告が必要になります。

特産品に係る経済的利益は時価で評価しますので金額は、自治体に問い合わせをすることになるのですが、仮に特産品の価額が寄付金の50%~30%とすると100万円~166万円以上の寄付をした人が対象になることとなります。

でも、これって結構な金額ですよ、高額な寄付をして返礼品を貰った者は寄付した先の自治体に問い合わせをしないと経済的利益はわからないし、価額の確定には証明書が必要になると思われますので実際に適用できるか疑問です。

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shotoku/02/37.htm>

## 源泉税

### ★ 源泉所得税 納期の特例

Q. 源泉所得税の納期の特例とは、どういう制度ですか？

A. 源泉所得税を年2回にまとめて納付することができる制度です。

「納期の特例」とは、給与等の支払を受ける者が常時10人未満である源泉徴収義務者に限り、給与等や退職手当等、一定の報酬等から徴収した源泉所得税及び復興特別所得税を、次のように年2回にまとめて納付することができる制度です。

(※)この場合の常時10人未満かどうかは、給与等の支払を受ける者の数が平常の状態において10人未満かどうかで判定することとなっています。日々雇い入れる者を含めると平常10人以上になる場合は、適用できません。

源泉徴収日	納付期限
1月分から6月分	7月10日
7月分から12月分	翌年1月20日(休日のときは翌営業日)

ただし、この制度の適用を受けるには、所轄の税務署長宛に「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出して、承認を受けなければなりません。

平成24年の税制改正で「納期の特例適用者に係る納期限の特例」の廃止に伴い「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出していれば7月から12月分の源泉の納付期限は翌年1月20日(休日のときは翌営業日)になります。

なお、納期の特例の承認を受けていない源泉徴収義務者が12月に源泉徴収した源泉所得税及び復興特別所得税の納期限は、翌年1月10日ですので、間違いのないようにしてください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2505.htm>

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/01.htm>

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/h24aramashi.pdf>

## 法定調書

### ★ 不動産の使用料等の支払調書の提出時期

Q. 不動産を借り受けたときに敷金を支払いました。これは、返還されないものですが、不動産の使用料等の支払調書は、いつの時点で提出するのですか？

A. 返還されないことが確定した年分に提出します。

賃貸人に支払う敷金や保証金(敷金等)は、本来、賃借人の債務を担保するものであって、それ自体は賃貸人の収入になるものではありませんが、敷金等の名目で授受されるものの中には、当初から、あるいは一定期間が経過した時点で、その全部又は一部が賃貸人に帰属すると契約書上で取り決められているものもあります。

このようなものは、その実質が権利金や更新料等と何ら変わらないものであり、不動産所得の収入金額となりますが、その収入金額の計上時期は、必ずしもその賃貸借契約の終了時ではなく、返還を要しないことが確定した都度、その確定した金額を収入金額として計上することとなっています。

このことから、「不動産の使用料等の支払調書」についても、敷金等の返還がされないことが確定した日の翌年の1月31日までに、その確定した金額を支払金額として記載して提出することとされています。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2018/PDF/06.pdf>

### ★ 法定調書に誤りがあった場合

Q. 法定調書を提出した後に内容に間違いがあることがわかりました。どうしたらいいですか？

A. 正しい内容のものを再提出します。

法定調書を提出した後に間違いがあったことに気が付いた場合は、正しい内容の法定調書を作成して税務署に提出します。この場合には、次のものを提出することになります。

①先に提出した「法定調書」の写し

先に提出した法定調書と同じ内容のもの右上部余白に「無効」と赤書きします。

②無効分の「合計表」

無効とした法定調書の支払金額等を記載した合計表を作成し、「調書の提出区分」欄に「4」（無効）と記入します。

③正しい「法定調書」

正しい内容の法定調書を作成し、その法定調書の右上部余白に「訂正分」と赤書きします。

④訂正分の「合計表」

訂正分とした法定調書の支払金額等を記載した合計表を作成し、「調書の提出区分」欄に「3」（訂正）と記入します。

なお、受給者に交付した源泉徴収票等の法定調書に誤りがあった場合には、正しい法定調書を作成の上、「摘要」欄に記載誤りとなった箇所等を記載するとともに「再交付」と表示して、受給者に改めて交付する必要があります。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2018/index.htm>

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hotei/000601/pdf/07-2.pdf>

## 会 社 法

### ★ VIP株と黄金株

Q. 事業承継にVIP株と黄金株が使えるということを聞きましたが、どのようなものなのですか？

A. VIP株とは、属人的株式のことをいいます。VIP株を持ちますと、例えば株式の議決権を1株につき5個とするようなことができるようになります。

VIP株は定款の定めが必要で、①剰余金(配当)を受ける権利 ②残余財産の分配を受ける権利 ③株主総会における議決権について権利を行使できます。定款変更には、総株主の半数が出席して4分の3以上の賛成が必要となります。

なお、このVIP株は、特定の地位に有する者(代表取締役等)が保有する株式について定めますので、その者が地位を離れた場合には、もとの議決権に戻るということに注意が必要です。

一方、黄金株とは、拒否権付株式のことをいい、拒否権を定款で定めます。

VIP株のように3つの権利に限定されず、非常に大きな権限を持つことができ、株主総会の決議事項でも拒否することができます。

なお、VIP株式を発行するには、定款で種類株式を発行することを定めて、登記する必要があります。